

木の実幼稚園 「けんか」「けが」に対する方針

令和2年度・2020年度作成

1、幼児期の子ども同士の「けんか・トラブル」についての考え方

- 子どもの「けんか・トラブル」は、してはいけないものと単純にとらえず、「自己主張の育ち」のひとつとしてとらえる事。人との関りが濃く、深くなるほど「けんか・トラブル」も増える事があります。「けんか・トラブル」を通して、初めて互いの理解が深まり、ルールの大切さや譲り合い、我慢することを学ぶ「良い経験」となるとポジティブにとらえる。
- 子どもの「けんか・トラブル」に、大人の加害者・被害者意識を持ち込まない。また、けんかを「いじめ」と決めつけない。誰かが悪いと「犯人捜し」をしない。
- 何より子どもの「けんか・トラブル」には大人は大らかに向き合う事。我が子可愛さのあまり、一緒にむきになって相手に怒ったり、子ども以上に感情的にならない。
- 子どもは家族や教師には「されたこと」しか言いません。「自分がしてしまった・言ってしまったこと」は中々言えないものです。子どもは「被害届」しか言わない事を理解しておく。また「押された」「叩かれた」と言うケースも、よく見ると、ほかの子が何かの弾みで押したり、間違っ叩いたりしてしまったというケースばかりです。場合によっては、叩かれたと言っていた子どもが、実は手を出していたという事がよくあります。
- 「悪意を持って、意図的に相手を傷つける事例」「継続してのいじめや暴力をふるうケース」は児童期から思春期に出現します。幼児にはまず発達上起こらない事を理解する。

2、子どもの「けんか・トラブル」への対処の仕方

- 子どもの訴えはよく聞いてやり、伝えてくれたことは「よく言えたね。」と受け止める。
- しかし、自分の子どもの言葉だけ信じて、相手を単純に悪者扱いしない。相手が悪いと大人が「きめつけ」ない。「きめつけ」「思い込み」ほど怖いものはない事を自覚しておく。

- 相手の思いや言葉もしっかり聞く姿勢をもつ。教師は両方の訴えや言葉はよく聞いて、けんかになった状況を理解しているので、保護者は感情的にならず、担任教師からよく事情を聞いて、受け止める。自分の子どもにも非があるかもしれないので、非があれば、「してはいけない」「言ってはいけない事」はしっかりと教える。
- 「けんか・トラブル」の中での、「暴力・暴言・意地悪」は絶対いけない事であるという指導は、保護者・教師とも同じレベルでしっかり、厳しく行う。

※「暴言」とは、大きな声で相手を怒鳴る、脅す、人格を傷つける言葉を言います。

※意図的に叩く、蹴る、傷つけるなどの行為があった場合は、園でも厳しく指導します。またその結果、相手を傷つけ、病院に行かなければならないほどのけがを負わせた場合は、けんかの当事者の保護者にそれぞれすぐに連絡し、双方の親に事情を説明の上、明らかにどちらかに非のある場合は、保護者による謝罪をしていただきます。

意図的でない、偶発的に起こったけんかでのけがについても、同様の対応とします。

◎言い合い程度のけんかはその都度保護者には報告しませんが、事後には必ず、最近の子どもの様子を伝える時間を設けて、前後の様子も含めてお知らせします。

3、「けが」についての考え方～リスクゼロはない事を前提に誰もが努力する

- 子どものけがは成長につきものであると理解する。走ればこける、登れば落ちる事を繰り返しながら、子どもは「しなやかな体と心」を獲得します。
「軽いけがは大きなけがの予防」と覚悟をする。

※幼稚園では、常にけが・事故予防の為に施設管理、安全対策、安全指導を行い、リスクの低減に努力していますが、不可抗力のけがは起こる事はどうしてもあります。

- 「大きなけが」をしない様に、積極的に体を動かし、走り回り、段差を飛び越えるような普段の遊びが大切と考える。使わない筋肉と神経系は決して発達しません。体を動かして遊ばない、走ったり、歩かないと「大きなけが」を起こすことを理解する。
- また、正しい道具の扱い、用具の使い方、命に係わる危険な事や場所を大人は積極的に教え、学ばせることで、「大きなけが」の予防になる事を理解し、子どもにはやさしく、丁寧に教える事。

4、「けが」をしてしまった場合の幼稚園の対応・手順

- 1) 小さな擦り傷、切り傷(病院に行く必要がない軽い傷)は、その直後には連絡しませんが、子ども同士のトラブルの結果起こった傷の場合は、放課後に経過について担任教師から必ず連絡します。それ以外のけがについては連絡ノートで、もしくは降園時に当番の教員からか、または放課後に担任教員から電話でお知らせします。
- 2) 病院に行く必要があるけがについては、すぐ保護者まで連絡、了承を得た後、教師が病院へ連れていきます。保護者立ち合いで治療となります。(病院が診療時間外であった場合、けがの程度によっては帰宅後に保護者に診察をお願いする事もあります。)

その後の通院が必要な場合は、保護者が通院、治療を受けさせてください。治療費は完治まで、加入している傷害保険(スポーツ振興センター・三井海上火災保険)の適用の範囲で幼稚園が負担します。

- 3) 病院での治療が必要な場合、担任教師以外に「治療サポート担当教師」(総主任以下の経験のある教師)を別に選任し、完治まで責任を持って相談、サポートを行います。

◎「けんか・トラブル・けが」に向き合う保護者の心がけとして・・・

☆「かわいそう」「～が許せない」と一緒に気持ちが落ち込んだり、過度に不安になり、感情的になると、どうしてもその気持ちは子どもにネガティブな影響を与えます。

☆まずは、「誰かを一方的に攻撃しない心がけ」と、「大丈夫だよ」と「安心の気持ちで包んであげる」事が一番大切と考えましょう。